

2020年7月1日策定

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 内容

目標：社員一人当たりの有給付与日数に対する有給休暇取得率35%以上にする。

3. 取り組み

- 令和2年7月～ 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- 令和3年4月～ 年間の有給休暇取得計画を作成させ、取得状況を個別に管理する。
- 令和4年4月～ 有給休暇の取得状況を加味した人事評価の実施